

条件付一般競争入札公告

下記工事について条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和2年10月23日

甲良町長 野瀬 喜久男

1. 工事概要等

(1) 工事名

令和2年度 管 第3号

甲良町カーボンマネジメント強化事業 甲良町保健福祉センター空調設備・給湯設備工事 (以下「対象工事」という。)

(2) 工事場所

甲良町 大字在土地先(甲良町保健福祉センター)

(3) 工 期

契約締結日から令和3年2月28日まで

(4) 工事概要

甲良町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度までに40%削減する目標を掲げた。この目標の達成のため、甲良町役場と保健福祉センターに二酸化炭素の削減効果の高い省エネ設備へ更新するため、工事を行うものである。

空調設備 ・室内機 N=10台 ・室外機 N=2台
給湯設備 ・給湯 N=1式

(5) 予定価格（入札比較価格）

事後公表とする

2. 入札参加に必要な資格に関する事項

対象工事の入札に参加しようとする者（以下、「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当しなければならない。なお、資格要件の基準日（以下、「基準日」という。）は、「入札公告の日」とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 令和元年度甲良町競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に次のとおり登録されている者

ア. 登録における工事種別が「給排水冷暖房工事」である者

(3) 甲良町内の者（町内業者及び準町内業者）においては、審査事項評点が次のとおりの者。なお、甲良町内に本社をおく者を町内業者、甲良町内に支店・営業所等をおく者を準町内業者という。

ア. 審査事項評点対象工事種別 給排水冷暖房工事

イ. 審査事項評点 550点以上

甲良町外の者（以下、「町外業者」という。）においては、基準日において1年7月を経過（通知日）しない最も新しい経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）が次のとおりの者。町外業者とは、町内業者および準町内業者以外の者をいう。

ア. 建設工事の種類 給排水冷暖房工事

イ. 総合評定値(P) 750点以上

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがされている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 次に掲げる要件を満たす主任技術者または監理技術者を対象工事に専任または兼任で配置できること。

ア. 一級もしくは二級管工事施工管理技士の資格、またはこれらと同等以上の資格を有すること。

- (6) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準（平成7年4月1日制定）および甲良町建設工事等入札参加停止基準（平成23年訓令第17号）に基づき入札参加停止の措置を講じられている期間中でない者。
- (7) 管工事について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者。
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（注1）でないこと。

（設計業務の受託者）計画工房I.T株式会社

注1：当該受託者と資格もしくは人事面において関連のある建設業者とは、当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える超える出資をしている建設業者、もしくは建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者をいう。

3. 入札参加資格申請

入札参加申請者は、次に掲げる書類（以下「書類」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに書類を提出しない者および入札参加資格が無いと認められた者は、本入札に参加できないものとする。また、入札資格が有ると認めた者であっても、入札期日に資格要件を満たしていないときは、入札に参加することができない。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書
- (2) 経営規模等評価結果通知の写し（基準日の1年7月前の日以降の日を審査基準日とするもので最新のもの）－**町外業者のみ提出すること(町内業者及び準町内業者は提出不要)**

4. 入札参加資格審査等

- (1) 書類の提出があった者の中から要件を審査し、対象工事の競争入札に参加できる者を選定する（以下「入札参加者」という。）。
- (2) 書類を提出した者のうち、対象工事の入札に参加できない者のみにその理由を付して書面により通知する（以下「入札参加不適格通知」という。）。
- (3) 「入札参加不適格通知」は、**令和2年11月13日(金)**に通知（FAX）する。

5. 書類の提出等

書類の提出は次のとおりとする。

- (1) 提出期間、提出場所および方法等

ア. 期 間 **令和2年10月23日(金)から11月6日(金)まで(土曜日、日曜日、(国民の)祝日を除く。)**の午前8時30分から正午までおよび午後1時から午後5時まで

イ. 場 所 滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1 甲良町役場 企画監理課（1階）
直通0749-38-5061

ウ. 方 法 持参(郵送または電送は受け付けない)

エ. 提出部数 1部

- (2) その他

ア. 書類等は、甲良町ホームページ（<http://www.kouratown.jp/>）に掲載。

イ. 委任する場合は、甲良町ホームページ→「事業者向け情報」→「お知らせ」→「委任状、入札書、積算内訳書の記入と押印について」を確認すること。

6. 設計図書の閲覧等

設計図書は、下記により閲覧に供する。

- (1) 期 間 令和2年10月23日(金)から令和2年11月20日(金)まで
- (2) 場 所 甲良町役場 町政情報コーナー

仕様書等は、当該入札参加者に次のとおり引き渡す。

- (1) 期 間 令和2年11月16日(月)から令和2年11月20日(金)まで
なお、引き渡しは町からの連絡は行わないので、必ず上記期間に行うこと。
- (2) 場 所 甲良町役場 企画監理課(1階)
- (3) 価 格 無 料
- (4) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加不適格通知書の通知がない者は必ず仕様書等を受領すること。

7. 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問は次のとおり行う。

- (1) 受付期間 令和2年11月20日(金) 正午まで
- (2) 提出方法 指定様式により提出すること。(様式は町ホームページに掲載)
郵送の場合は、締切前日までに到着のこと。
また、質問書のデータも提出すること。
(メールアドレス:kikaku@town.koura.lg.jp)
- (3) 提出場所 甲良町役場 企画監理課(1階)
滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1 直通0749-38-5061
- (4) 回 答 質問に対する回答は令和2年11月25日(水)の午後1時に甲良町役場町政情報コーナーにおいて配置するほか、町ホームページで公表する。

8. 入札執行の日時、場所

- (1) 日 時 令和2年11月27日(金) 午前11時00分～
 - (2) 場 所 甲良町役場2階 会議室
- ア. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ. 入札書および積算内訳書は封筒に入れて投函する必要はない。
- ウ. 入札回数は、3回までとし(2回目以降の入札においては、積算内訳書は要しない。)、落札者がいない場合は不調とする。

9. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約保証金が発生する場合は次のとおりとする。
落札価格の10%以上を納付すること。ただし、落札価格の10%以上に相当する利付国債の提供、保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。
また、落札価格の10%以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結もしくは債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

10. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札のうち、最低制限価格以上の最低の価格で入札した者を落札者とする。

11. 契 約

- (1) 契約書作成の要否 要

12. 支払条件等

- (1) 前払金が発生する場合の率は10分の4以内とする。

13. 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争入札において、虚偽の記載を行った者および入札時点で「2 入札参加に必要な資格に関する事項」に掲げる資格の無い者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者のした入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (5) 談合、その他不正の行為があったと認められる入札
- (6) 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者または不足する者のした入札
- (7) 入札書（積算内訳書含む）記載の金額、氏名、押印ならびにその他入札要件の記載が確認できない入札
- (8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (9) 積算内訳明細書（積算内訳書を更に明細化したもの）の提出を求めた場合に提出できない入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

14. その他

- (1) 入札において、指定様式による積算内訳書を同時に提出すること。なお、落札候補者の積算内訳書が、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、当該入札は「無効」とする。（提出された積算内訳書は開示する事がある。）

ア. 計算間違い、または積算内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税を除く）と入札書に記載された入札金額との相違

イ. 下記の要件を満たしていない場合

直接工事費（共通仮設費の積上げ含む）が設計の70%以上

- (2) 入札参加者が作成した積算内訳明細書も合わせて持参すること。
- (3) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、9（2）に記載した契約保証金の措置を講じたうえ、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、10日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失う。ただし、発注者が提出できないことに同意した場合は除く。
- (4) この入札または積算内訳書の提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (5) 甲良町に納付する税金以外の納付金（下水道受益者負担金・下水道使用料・住宅使用料等）についても支払われていない場合は、入札に参加する事ができない。
- (6) 上記に定めるもののほか、必要事項は地方自治法および同法施行令ならびに甲良町財務規則、甲良町建設工事執行規則、甲良町建設工事等入札執行要領の定めによる。
- (7) 入札および契約手続に係る働きかけ行為があった場合は、甲良町入札および契約手続に係る働きかけに関する取扱要綱（平成23年訓令第5号）第4条の規定による措置をとるものとする。
- (8) 甲良町発注工事等の施工等において暴力団員等から不当介入を受けた場合は滋賀県彦根警察署刑事第2課（0749-27-0110）及び甲良町企画監理課契約担当（0749-38-5061）へ通報し、警察署が行う調査に協力すること。通報に際しては不当介入通知書（様式第1号）を町ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入して下記へFAXにて送付すること。

FAX番号 滋賀県彦根警察署・・・0749-27-0130

甲良町企画監理課・・・0749-38-5072